審議会等会議録

	会議のてん末・概要
司会(石井参事) 	1 開 会
	 本日は、お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうござい
	ます。また本年もどうぞよろしくお願いいたします。
	定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第4回空家等対
	策協議会を開催いたします。
	私は、司会進行を務めさせていただきます、都市整備課長の石井
	と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
	開会に先立ちまして、現在の出席委員についてご報告申し上げま
	す。委員12名中、現在、出席委員8名で、委員の過半数に達して
	おりますので、久喜市空家等対策協議会条例第6条第2項の規定に
	より、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。
	なお、本日は、小森谷委員、遠藤委員、阪本委員から、都合によ
	りご欠席、また、上原委員から遅れる旨のご連絡をいただいており
	ますことを併せてご報告申し上げます。
	また、本日の会議におきましては、前回と同様に、新型コロナウ
	イルス感染防止対策として、マイクの消毒、そして、換気をさせていただされたが、デスチルなださない。
	いただきますが、ご了承いただきたいと存じます。 続きまして、皆さまにいくつかご了承いただきたいことがござい
	ます。久喜市では審議会等の会議の公開に関する条例に基づきまし
	て、会議は原則公開としております。傍聴を希望される方がいる場
	合は受け入れるものでございます。
	傍聴につきましては、お手元の傍聴要領のとおり取り扱いたいと
	思います。なお、本日、傍聴人の方はおられません。
	また、同条例第9条の規定により会議録を作成し、ホームページ
	等で公開いたします。発信者の氏名を含めまして全文記録方式に近
	い形で会議録を作成いたしますので、録音、そして写真の撮影につ
	きまして、ご了解をお願いしたいと存じます。
	それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。
	V/m 625
	・ 次第 ・ 空家等対策協議会委員名簿
	· 全家等对來協議云安貝石傳 · 傍聴要領
	・資料1 久喜市空家等対策計画(案)に対するパブリックコメント
	(市民意見提出制度)の意見募集の実施結果
	·資料 2 久喜市空家等対策計画(案)
	I

司会(石井参事)	以上5点でございますが、すべてお手元にございますか。
	ありがとうございます。
司会(石井参事)	2 市長挨拶
	それでは、開会にあたりまして、梅田市長からご挨拶を申し上げ
	ます。
梅田市長	(市長挨拶)
司会(石井参事)	ありがとうございました。
司会(石井参事)	3 議 題
	(1) 久喜市空家等対策計画(案)に対するパブリックコメント(市
	民意見提出制度)の実施結果について
	それでは、次第3議題に移らせていただきます。会議の進行につ
	きましては、久喜市空家等対策協議会条例第6条第1項の規定に基
	づき、会長であります梅田市長に議長をお願いしたいと存じます。
業長 (梅田公長)	よろしくお願いいたします。 それではしばらくの間、議事進行を務めてまいります。
議長(梅田会長)	はじめに、本日の会議にあたり、会議録の署名委員についてお諮
	りいたします。
	前回の協議会では、私と得能委員の2名に一任をいただき、署名
	をもって確定しております。
	今回の署名委員につきましては、名簿順ですと、茨木委員となり
	ますので、茨木委員にお願いしたいと思いますが皆さまよろしいでしょうか。
	(委員了承)
	ありがとうございます。会議録の署名につきましてはそのようにい たします。
	1.C C & 9 .
	それでは、議題に入ります。
	議題(1) 久喜市空家等対策計画(案)に対するパブリックコメン
	ト(市民意見提出制度)の実施結果につきまして、事務局からの説
 事務局(齊藤主任)	明をお願いいたします。 (資料1に基づき説明)
議長(梅田会長)	ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして、
成区 (1年四五尺)	何かご質問、ご意見等ございますか。
委員(茨木委員)	番号3番の12号区域というのはどういうものなのか、よく分か
	らないので、教えていただきたいということが1点です。
	それから、番号4番の前々から協議されていました減免というの
	は、空き家の所有者にとって損か得かというのを考えたときに、この減免というのは、天秤に掛けているようにとらえがちなのですね。
	の風光というのは、大伴に掛けているようにとらえからなのですね。 つまり、減免するから売却してよと。減免したけど、売却できなか
	ったらそれまでというように解釈していいものかどうか。
	以上、2点です。
議長(梅田会長)	事務局、お願いします。
事務局(齊藤主任)	資料2の18ページをご覧いただければと思います。ページの下
	の方に久喜市の都市計画図がありますが、色付けされている部分が

	市街化区域に指定されている場所で、色付けされていない部分が市
	街化調整区域になります。この市街化調整区域の中で、都市計画法
	第34条第12号という区域が定められております。
	建物が建てられる要件としましては、久喜市や久喜市に隣接して
	いる市町の調整区域に20年以上住んでいる親族がいる方でなけれ
	ば、12号区域に建物が建てられない、というものです。
	そのため、12号区域内は誰でも建物が建てられるわけではあり
	ません。
委員(茨木委員)	ご説明でよく分かったのですけど、この白い部分の12号区域と
	いうのは1か所なのですか。それとも、点在しているのですか。そ
	れとも、例えば、具体的にどこの地区のことを言っているのか分か
	るのですか。
事務局(石井課長)	図面はあるのですが。
議長(梅田会長)	持ってきてないですか?
事務局(石井課長)	こちらには持ってきていません。
議長(梅田会長)	茨木委員、この件については時間をもらって後程詳しく説明させ
	ていただいていいですか。
委員(茨木委員)	いいです。
	こういう素人が参加しているのだから、12号区域といったとき
発見 (松田人目)	に、説明の補足がなかったら、会議にならないのですよ。
議長(梅田会長)	今、34条12号の資料がないので、その件については。
委員(茨木委員)	だから、用意しておいてもらわなかったら、知りたくても知れないではないですが、これた不安してはいばないのですが、これた不安してはいばないのですが、こればない
	いではないですか。それを否定してはいけないのですよ。それは会
 議長(梅田会長)	議ではない。 今、資料がないので、後で説明します。
	後日、用意していただくとか、そういうフォローをしてもらわな
委員(茨木委員)	した。 は、 には、 にないたにくとが、 そういうフォローをしてもらわないと、 会議が進まないということです。
	分かりました。とりあえず、今はそのような対応でよろしいです
MAX (IADAX)	か。
委員(茨木委員)	はい。
議長(梅田会長)	他にありますか。
委員 (茨木委員)	2点目、お願いします。
事務局(根本補佐)	2点目の固定資産税の減免ですが、資料1の4番の意見について
子奶的 (政件間に)	損か得かというところのご質問だったかと思いますが、この制度の
	目的としましては、通常、住宅が建っていると、土地の固定資産税
	が6分の1になっている状態なのですが、空き家を除却してしまう
	と、その土地に係る6分の1の部分がなくなってしまいますので、
	土地の税額が上がるというのが通常の制度です。これは老朽化した
	空き家の除却を促進するために建物を除却した後も土地の税額を3
	年間そのままにするという制度です。土地の税額が上がらなくなっ
	たこの3年間の間に売却なり、例えば、子どもに贈与して、家を建ててきる。
	ててもらうとか、そういった土地の活用を考えていただくための期間しいることで、この制度な記載いたしました。
	間ということで、この制度を設計いたしました。 もう少し知りたいのですが、私が申し上げたのは、その3年間の
女貝(八小女貝)	間に所有者は何らかのアクションをして欲しいと、そのアクション
	がないと、通常の課税がなされてしますよという話は分かるのです
	けど、所有者の立場からしたら、その3年間に、通常の課税がなさ
	れる前に何らかのアクションをしないといけないのかなというのが
	1つです。
	•

	それから、2つ目は、3年間という期間はありがたいけども、結
	局、先を見越したときに、壊さないままそれで持っていた方がいい
	のでないかという天秤に掛かっている部分があると思うので、そこ
	のところが難しいなと思ったところです。以上です。
事務局(根本補佐)	茨木委員がおっしゃったように、確かに天秤に掛けるような方も
	いらっしゃると思うのですが、空き家を除却して更地になったとき
	に、大体の方は次の年度に課税される前に、第三者に売買されてい
	るという状況がよく見受けられます。老朽化した空き家は、危険な
	ので、このまま維持していくのは心配だという方にとって、この制
	度があることで、除却しようというその背中を押すことができると
	考えておりますので、より多くの方に利用していただきたいと思い
	ます。以上です。
議長(梅田会長)	茨木委員、よろしいですか。
委員 (茨木委員)	はい。分かりました。
議長(梅田会長)	他にございますか。
委員 (藤田委員)	ご説明ありがとうございました。1点だけなのですけども、番号
	1 のところで、この質問者の方が「空き家対策が進んでいないよう
	に感じる」という感想があります。これ、主観の話だと思うのです
	けれども、今回、私が空家等対策計画を見させていただいて、久喜
	市の空き家数の調査というのをやった結果、空き家数というのが、
	1,779件でしたというのがあったと思うのですけども、今まで
	の空き家問題を論ずる際に使われていたデータというのが、おそら
	く、住宅土地統計調査だったと思います。空き家数が7,000戸
	あったと。大体、空き家数という全体の10パーセント程度が空き
	家だということで問題視されていた訳ですけど、実際、調査したら、
	1,700だったと。これって、私の感覚からしたら、思ったより
	空き家って少ないなという、私はそういうように感じるのですね。
	なので、そういったことを結局、しっかりと伝わっていかないと、
	空き家対策が進んでないように感じるという感想になっていると思
	うので、この市の考え方のところで「周知してまいります」とある
	のですけど、そういったデータを基にしっかりと、他の市町村とち
	やんと比較してないと分かんないと思うのですけど、空き家対策が
	そんなに進んでないという訳ではないということは、逆にしっかり
	と伝えていく事実ベースのものをオープンにしていく必要があるの
	ではないかなと思います。そうしないと、結局、世間は空き家が大
	変だということに踊らされるというか、一般の方はマスコミからや
	アレビとかを見て、そういうように思っているだけだと思うので、
	実際、調査したらこうでしたというのは、今回、調査しているので、
	しっかりと市のホームページに出していく必要があるのではないか
	なと思いました。意見です。
議長 (梅田会長)	それでは、他にございますか。
委員(茨木委員)	今回が空家等対策協議会が最後になると聞いたので、今まで参加
安貝 (八小安貝)	して思ったこと、意見をお話しさせていただけたらと思います。
	1 つは市の対策ということで、言葉は悪いのですけど、規則とか
	色々な法令とか、色々なものを作って、あるいは、苦労している方
	に3年間の減免とか、いろいろ制度を設けているのだけど、それは
	トータルで考えると、ハード面だと思うのですね、大きくハードと
	ソフトを見たときに。空き家対策というのは、視点はどこに置いた
	議論だったのかということをまずあらためて思ったのですね。それ
	は何かといったら、空き家で苦しんでいる人がいるということを視
	点に考えていかないと、いくら餌をまいても食いついてこないだろ
	小につんしいがないと、いくり掛せまいしも良いづいしこないだり

	うな。その餌というのがツールであったり、色々な助成であったり
	しているのだろうと思うのです。また、広報とかで色々発信してい
	るかもしれないけれど、空き家で困っている人にどういう提案をし
	てあげられてきたのかなと。それが抜けているのではないかなと。
	市と所有者とそれから不動産屋とか、色々な方がいますけど、そ
	の間に立つアドバイザーというか、そういう方が仲立ちをして、1
	件1件、解決に向けて、ワンクッションおいた対策ができるのでは
	ないのかなと。この施策だと上から目線でしかないような気がする
	のですね。もっともっと所有者が困っている部分を掘り下げて、そ
	れを拾い上げて、解決に向けていくと、そういうあり方が抜けてい
	るような気がしないではないのですよ。上から色々な問題が起きて
	いる、その実態がどうなのだろうと、そういう部分のフォローとい
	うか、そういうものを現場に根差した解決に向ける1つの方法なの
	ではないかなということを、会議を通して改めて思ったことです。
	意見です。
議長(梅田会長)	分かりました。ありがとうございました。
	それでは、こちらの内容を久喜市空家等対策計画(案)に対するパ
	ブリックコメントの実施結果ということで公表いたしますので、よ
	ろしいでしょうか。
一同	はい。
議長(梅田会長)	ありがとうございました。後日、市ホームページおよび市民参加
	コーナーにおいて公表いたします。
議長(梅田会長)	(2) 久喜市空家等対策計画(案)について
	体をよして 港版の 九声十座ウ炊州炊刊 声(序) にのいて東欧田よ
	続きまして、議題2 久喜市空家等対策計画(案)について事務局か
事改旦 (泰茲子は)	ら説明お願いいたします。
事務局(齊藤主任)	(資料2に基づき説明)
議長(梅田会長)	それでは大きく変わった点の説明がありましたので、この件につ
* D /# - * D)	きまして、何かご意見ありますか。
委員(藤田委員)	変更点についてということではないのですけども、先ほども茨木
	委員がおっしゃっていたのですけど、今日でこの会議は最後だとい
	うことだと思うのですけども、今後、この計画を立てました、これ
	で決定しましたとなった後というのは、見直しなど、どのような計
+25 C (***). (*)	画となっているのでしょうか。
事務局(齊藤主任)	本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間と
	しております。この5年間の経過を踏まえまして、計画の内容を5
★具 (茲田禾具)	年ごとに見直していきたいと考えております。
委員(藤田委員)	5年経ってから、またこういった協議会を開くのか、やっている間に、どこか分かんないですけど、3年後とか、4年後ぐらいのタ
i .	
	イミングで開くのかというと、どういうスケジュールになるのでし
東 段 号 (旅 藤 士 任)	イミングで開くのかというと、どういうスケジュールになるのでしょうか。
事務局(齊藤主任)	イミングで開くのかというと、どういうスケジュールになるのでしょうか。 協議会自体は来年度も開催する予定です。内容は、特定空家等の
事務局(齊藤主任)	イミングで開くのかというと、どういうスケジュールになるのでしょうか。 協議会自体は来年度も開催する予定です。内容は、特定空家等の 判定や、藤田委員からもご意見がありました本計画の施策も始まり
事務局(齊藤主任)	イミングで開くのかというと、どういうスケジュールになるのでしょうか。 協議会自体は来年度も開催する予定です。内容は、特定空家等の 判定や、藤田委員からもご意見がありました本計画の施策も始まり ますので、進捗状況についてもご報告させていただきたいと考えて
事務局(齊藤主任)	イミングで開くのかというと、どういうスケジュールになるのでしょうか。 協議会自体は来年度も開催する予定です。内容は、特定空家等の判定や、藤田委員からもご意見がありました本計画の施策も始まりますので、進捗状況についてもご報告させていただきたいと考えております。協議会委員の任期は、3月17日までとなりますので、改め
事務局(齊藤主任)	イミングで開くのかというと、どういうスケジュールになるのでしょうか。 協議会自体は来年度も開催する予定です。内容は、特定空家等の判定や、藤田委員からもご意見がありました本計画の施策も始まりますので、進捗状況についてもご報告させていただきたいと考えております。協議会委員の任期は、3月17日までとなりますので、改めて、委員を委嘱させていただいて、新たな形で来年度は実施したい
	イミングで開くのかというと、どういうスケジュールになるのでしょうか。 協議会自体は来年度も開催する予定です。内容は、特定空家等の判定や、藤田委員からもご意見がありました本計画の施策も始まりますので、進捗状況についてもご報告させていただきたいと考えております。協議会委員の任期は、3月17日までとなりますので、改めて、委員を委嘱させていただいて、新たな形で来年度は実施したいと考えております。
事務局(齊藤主任)	イミングで開くのかというと、どういうスケジュールになるのでしょうか。 協議会自体は来年度も開催する予定です。内容は、特定空家等の判定や、藤田委員からもご意見がありました本計画の施策も始まりますので、進捗状況についてもご報告させていただきたいと考えております。協議会委員の任期は、3月17日までとなりますので、改めて、委員を委嘱させていただいて、新たな形で来年度は実施したいと考えております。
	イミングで開くのかというと、どういうスケジュールになるのでしょうか。 協議会自体は来年度も開催する予定です。内容は、特定空家等の判定や、藤田委員からもご意見がありました本計画の施策も始まりますので、進捗状況についてもご報告させていただきたいと考えております。協議会委員の任期は、3月17日までとなりますので、改めて、委員を委嘱させていただいて、新たな形で来年度は実施したいと考えております。 ありがとうございます。今の説明でよく分かりました。あともうひとつだけすみません。
	イミングで開くのかというと、どういうスケジュールになるのでしょうか。 協議会自体は来年度も開催する予定です。内容は、特定空家等の判定や、藤田委員からもご意見がありました本計画の施策も始まりますので、進捗状況についてもご報告させていただきたいと考えております。協議会委員の任期は、3月17日までとなりますので、改めて、委員を委嘱させていただいて、新たな形で来年度は実施したいと考えております。

	1,500とか、1,000件とかまで減らしていこうという話な
	のか。それとも、人口ビジョンとしては、人口が減っていく訳です
	から、空き家も増えていくだろうと。そうすると、空き家の数は増
	えるのは仕方ないけれども、空き家率を下げていこうという話なの
	か。それはどっちなのかなというのが気になっています。そうなっ
	たときに、結局、今の空き家率というのがこの計画には載ってない
	のではないかなと思っていて、そのあたりはどのように考えてらっ
	しゃるのでしょうか。
事務局(根本補佐)	令和2年度に実施いたしました空き家の実態調査では、市内の空
(1.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4	き家の件数が1,563件という数で、母数が出ておりません。と
	いうのは、建築審査課等に確認したのですが、市全体の一戸建て住
	宅の総数というのは把握していないということなのです。資産税課
	にも確認したのですが、同じような状況でした。ですので、空き家
	率は正式な数が出ておりません。9ページにあります本市の空き家
	の推移ということで、住宅・土地統計調査による空き家率というの
	は出ているのですけれども、これ自体が実際の空き家の数とはだい
	ぶ異なりましたので、この調査による空き家率というのも、実際は
	どうなのかなというところがあります。
	この計画では、その空き家の改善と活用流通、それから、予防の
	3つを基本方針としておりますので、今後は人口が減って、空き家
	が少しずつ増えていくというのは、確実だと思っております。ただ、
	利活用を基本方針としておりますので、いかにその空き家を活用していたがける。
	ていただけるか、利活用にもっていけるかというところが大きな課
	題だと思っています。
	ですので、空き家の数というよりは、空き家率に着目していくよ
7. D (# m 7. D)	うな施策として、この計画も考えていたところです。
委員(藤田委員)	そうすると、空き家率というのを何かしらの、今、現状での空き
	家率というのを定義した方がいいのではないでしょうか。
事務局(根本補佐)	おっしゃるとおりだと思います。今後、他市の例も参考にして、
	どのように調査しているのか、5年後、この計画を改訂するにあた
	って、再度、実態調査を行いますので、その際に、どのような調査
	ができるか、今後、検討していきたいと思います。
議長(梅田会長)	よろしいですか。
委員(藤田委員)	はい。
議長(梅田会長)	他にありますか。
委員(都丸委員)	今の話なのですが、本当に空き家となっている物件がどのぐらい
SOU CHEVE SOUTH	あるか。それから、管理されていてもどのくらいの割合なのかが見
	えてこないので、その辺がどうも腑に落ちないなと思っているので
	すけど、これで進めていいのかどうか。それから、これからどんど
	ん高齢化社会で独り暮らしの方は増えてくると、もう少し早くこう
	いうものを出してやった方がいいのではないか、説明してやった方
	がいいのではないかと思ったので、意見させていただきました。
事務局(齊藤主任)	資料2の18ページをご覧いただければと思います。こちらが実
字切/U (月)除工工厂	態調査の結果で、市内の空き家の件数としましては、1,563件
	という調査結果となっております。この下に表がございまして、管
	理不全、修繕利活用、利活用という3種類の評価に分かれておりま
	す。内訳としては、管理不全が77件、修繕をすれば利活用できる
	す。内訳としては、管理不全が77件、修繕をすれば利活用できる ものが519件、そのまま利活用可能というものが967件、合計
議長(梅田会長)	す。内訳としては、管理不全が77件、修繕をすれば利活用できる

委員(都丸委員)	はい。
議長(梅田会長)	茨木委員、ここで、34条12号の図面を用意しましたので、改めてご説明しますがよろしいですか。
委員(茨木委員)	その前にいいですか。
	2 444
議長(梅田会長)	どうぞ。
委員(茨木委員)	あらためてこの計画ですね。冊子を見させていただいたのですけ
	ど、非常に完成度が高くて、素晴らしいなと思いました。この空き
	家対策の基になっている原因ですよね、動機付け、これが第2章で
	すよね。第2章が動機付けになって、この協議会が進展していると
	いうことで、特に、調査結果、今、先ほどから話題に触れています。
	私はもう時間的には無理かと思うのですが、20ページの⑤所有者
	の意向と抱える問題、これが一番、スタートになっているのだろう
	なと、これはぶれてはいけないので、ここの部分はもう少し丁寧に
	記述されると良かったのかなと思いました。
	そのパーセンテージじゃなくて、実際、匿名で結構なのですけど、 実際の生の声を入れるとか、こういう点で困っているのだとか、重
	複してもいいと思うのですよ。インタビューでね。重複したところ
	を切ると、生の声が聞こえないので、こういうところがもう少し丁
	寧に掘り進んでいけたら、いい実態調査になってきたのかなと思い
	ます。時間的なものがあり、色々無理な部分があるかもしれないの
	ですけど、こんなところをもう少し丁寧に扱っていただけると、よ
	り素晴らしい計画の報告っていうか、計画書になるのだろうなと思
	いました。意見です。
議長(梅田会長)	ありがとうございました。
	それでは、改めて34条12号の図面の説明をお願いします。
事務局(齊藤主任)	はい。こちらが都市計画法第34条第12号区域の指定図となり
	ます。
	こちらの緑色の区域が市街化区域となります。その他の白色部分
	と網掛けのない茶色の部分が12号の区域指定がされているところ
	でございます。12号区域内に、建物を建てるときは、最低の敷地
	面積が300㎡以上という制限がございます。茶色の部分に建物を
	新たに建てようという方は、建てたい方の親族が、久喜市もしくは
	久喜市に隣接している市町の市街化調整区域に 2 0 年以上住んでい
	る親族がいる方でないと、12号区域に家を建てることができない
	という建築の要件が定められている区域となっております。
	市内でも全体的に指定されておりまして、菖蒲地区や栗橋地区の
	ように農地が広がっている所は、12号区域が指定されておらず、
	市街化調整区域の中でも既存建物が立ち並んでいるような所に、
議長(梅田会長)	1 2 号の区域が指定されています。説明は以上です。 よろしいでしょうか。
委員(茨木委員)	すみませんね、いい地図を出していただいて。この資料に載って
	いるものよりは分かりやすいなと。今、ご説明いただいた菖蒲地区は茶色の郊へよりの郊へがいるピルになっていますより、そうする
	は茶色の部分と白の部分がいっぱいになっていますよね。そうする と、ご説明で、私、勘違いしたかもしれないのですけど、茶色の部
	分というのは、規制が掛かってないのですか
事務局(齊藤主任)	この茶色い所は12号に指定されており規制がかかっています。
尹·4刀/円 (月 /	先ほどご説明した、久喜市や久喜市に隣接している市町の調整区域
	に20年以上居住している親族がいる方は、12号区域内の土地を
	買って建物を建てることができるのですが、要件がない方は、土地
	を買ったとしても建物が建てられないという制限があります。
	\mathbb{R}^{2}

委員(茨木委員)	具体的にいうと、菖蒲地区は、よそ者が入りにくいということ、
	住みにくいということ、そういうことですかね。
事務局(齊藤主任)	菖蒲地区に限らず、栗橋地区も鷲宮地区も久喜地区も、すべて条件は同じです。
委員 (茨木委員)	ただ、面積が広いではないですか、菖蒲地区は。
事務局(齊藤主任)	菖蒲地区は一団に広がっている農地が多いと思います。
委員(茨木委員)	ただ今の説明で、私、よく分かりました。ありがとうございます。
議長(梅田会長)	説明ありがとうございました。
	他にありますか。よろしいですか。
	それでは、今回、ご提示した計画案に、3月に改訂されます久喜
	市人口ビジョンの内容を反映した上で、久喜市空家等対策計画とい
	うことにしたいと思いますが、皆さま、よろしいでしょうか。
一同	はい。
議長(梅田会長)	ありがとうございました。計画の策定は3月となります。これま
	で委員の皆さまにはご協力いただきまして、ありがとうございまし
	た。以上で議事を終了いたします。ここで議長の任を解かせていた
	だきます。ご協力ありがとうございました。
司会 (石井参事)	梅田市長、ありがとうございました。
司会 (石井参事)	4 その他
	それでは続きまして、次第4 その他といたしまして、事務局より
	事務連絡がございます。
事務局(齊藤主任)	それでは、事務局より事務連絡させていただきます。
	委員の皆さまにおかれましては、令和4年3月17日をもちまし
	て、任期が満了となります。先ほど藤田委員からもご質問あった件
	と重複してしまうのですが、あらためて申し上げさせていただきま
	す。
	来年度は新たに協議会委員を委嘱しまして、上半期に1回、下半
	期に1回、合計2回、協議会を予定しております。内容につきまし
	ては、特定空家等の認定や新たな取組みであります「いえかつKU
	K I 」、全国版の空き家バンク、除却の補助など計画に定めた施策を
	実施していきたいと考えておりますので、その進捗状況等をご報告
	させていただく予定です。
	皆さま、2年間ご協力いただき、ありがとうございました。以上
	です。
司会(石井参事)	ありがとうございました。
	それではここで委員の皆さまから全体を通しまして、ご質問やご
ボロ (世田ズロ)	意見ございますでしょうか。
委員(藤田委員)	皆さん、お疲れ様でした。いまさらにも程がある話を1点だけ言
	わせていただきたいのですけれども、ちょうど気付いたので、すみ
	ません、言わせてください。
	資料にいつも配っていただいている協議会委員名簿と傍聴要領が
	あると思うのですけども、毎回、同じもの配られていまして、私も
	ファイリングしているものですから、大体、8回やると8枚なるの
	ですね。それが、この十何人となってくると、もう多分、100枚

	ぐらい同じこの名簿を配っているかなと思うのですけども、おそら
	く、皆さん、不要なんじゃないかなと思っていて。今、SDGsと
	いうのもこの計画にも入っていますけれども、役所としてもそうい
	ったことを推進した方がいい立場なのかなと思いますので、今後、
	この会議に限らず、できる限りこういったものは割愛する方がいい
	のではないかと。すみません、ふと気付いてしまったものですから、
	最後に言うことじゃないですけども、言わせていただきました。よ
	ろしくお願いいたします。
司会(石井参事)	貴重なご意見ありがとうございました。確かに、毎度同じものを
	お配りしていたということでございますので、この先の協議会の運
	営にあたりましては、参考にさせていただきまして、資料作りをさ
	せていただければと思います。ありがとうございました。
	それでは、他にいかがでしょうか。
委員(相澤委員)	藤田委員の意見と同じになるのですけど、素案というのをいつも
	資料いただくのですが、この素案も毎回同じですよね。私もここに
	資料たくさんあるのですけど、これ全部同じような内容のものが何
	冊もあるのですね。それで、変更しているところもあるのですが、
	変更したところだけをお知らせしていただいて。毎回同じだとバッ
	グの中がいっぱいになってしまい、今、抱えてくるのが容易じゃな
	かったのです。
	今までの資料が全部入っているのですが、少し変わったのかなと
	思って見直すと、同じなのですね。だから、これもったいないなと
	私も思っていたのですよ。ですので、藤田委員の意見に便乗させて
	いただきました。以上です。
梅田市長	今後は、資料の無駄にならないようにしたいと思います。
司会(石井参事)	実際のところ、「過去の資料もお持ちください」とお願いしている
	部分もあって、かさんでしまい、こういう形になってしまっている
	のではないかと思います。この点については、事務局としましても
	どうなのかなというところで相談している部分もございますので、
	まずは貴重なご意見として参考にさせていただきたいと存じます。
	どうもありがとうございました。
	それでは、他にいかがでしょうか。
委員(都丸委員)	すみません。2年間、勉強させていただいたのですが、家を解体
	するのに費用が非常にかかって、高騰しているので、非常に壊して
	ない家が多いのですね。これ、補助とか、いろんな面で免除する方
	法はないのかどうだか、その辺が気掛かりでして、見ているとまだ
	全然手を付けてないというのが実情です。
	それからもう1つ、久喜はこういう交通網とかいろんな面で発達
	しているのに、若い人がなかなか入りにくい環境になるのかなと思
	っているのですけども、市長、いかがでしょうか。もっと魅力ある
	市にもっていってもらいたいなと、私、常に思っていますので、そ
	の辺を少しよろしくお願いいたします。
 梅田市長	基本的には、人口は減っているのですけど、世帯数は増えている
	のですよ。久喜地区は国勢調査の結果、1,000人以上減ってし
	まって、菖蒲地区も500人減ったのですけど、鷲宮地区は微増、

	プニュスの しなさいよか、 再括単反はプニュの FOINI かのでよ
	プラス70人ぐらいかな。栗橋地区はプラス250人以上なのです
	よ。久喜地区は市街化区域が限られていて、土地の値段が高いので、
	東鷲宮とか南栗橋とかの方が建物と土地の総額価格が安いので、そ
	っちのエリアは比較的、若い世代の方々が流入していただいている
	のかなという気はします。
	しかしながら、今回、久喜駅の東口にもまたマンションが計画を
	されておりますし、南栗橋にもこれから200世帯の分譲もスター
	トするので、久喜市全体として、できるだけ若い世代の人に来てい
	ただけるように、しっかりとこれからも推進していきたいと思って
	おります。
委員(都丸委員)	よろしくお願いします。
梅田市長	あと、都市計画法第34条第11号という土地利用の指定をして
	いるので、結構そういう意味では、開発の案件は上がってきている
	のですね。分譲地がこれから売れていけば、久喜地区においても少
	し家が建ってくるかなという期待はございます。
司会(石井参事)	最初におっしゃられた除却費用の関係ですけれども、国の補助金
	がございまして、そういったものを活用しながら、市としても、満
	額っていう訳にはとてもいかないのですけれども、所有者の背中を
	押すくらいのきっかけになるような取組みは行っていきたいと考え
	ておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
委員(都丸委員)	アプローチした方がいいと思いますので、よろしくお願いします。
司会(石井参事)	それでは、他にいかがでしょうか。
委員 (得能委員)	2年間、本当にいい勉強させていただきまして、ありがとうござ
	いました。この後、利活用を進めていきたいというところがあった
	ので、前の会議のときにも申し上げたのですが、今、なかなか家が
	欲しいのだけれども、なかなか住む所を探しにくい、低所得世帯に
	何かやさしい住宅ができるといいなと思っております。
	ご検討、お願いできればと思います。よろしくお願いします。
梅田市長	小熊委員、何かありますか。
委員(小熊委員)	2年間、お世話になりました。細かい話なのですけど、私の地域
XX (1 /// XX)	にも昔、お花などをやったりしていたハウスがある。そういう所を
	壊したり、家もあるのだけど、なかなかその後に家が建たない。こ
	れをやっている5年間、3年間で。その費用が到底、追い付かない
	と思うのですよね。ビニールハウスの大きいのが3棟ぐらいあるの
	かな、私も話したことあるのですけど、次のこと考えてないと壊せ
	ないと。売れないし。不動産屋が買ってくれればできるのだろうけ
	ど、ネコが住むなど色々苦情も来ているし、ガラスが割れてきてい
	て危なくなるので。農地で結構広い土地なので、金の問題が先にい
	って、不動産屋が買ってくれて、採算が合うならいいのだけど解体のファトで特も出しがあるのではないかなと思うのですと、それで
	のコストで持ち出しがあるのではないかなと思うのですよ。それで、
	お金の問題がかかってくるから、空き家対策もなかなか進んでいか
	ないと思うのですよね。売れないし、開発もできればいいのですけ
	ど、当分それは残っちゃうと思うのですよね。
	私の地域なのですけど、近所で、息子さんは東京に出てしまって、
	うちの裏が空き家になっているのですけど、生まれた故郷ですから、

	白八十 東米の - ていてので、仕まれた字字も碌したいし、ここいこ
	自分も事業やっているので、生まれた実家を残したいと、そういう
	人もいる訳です。だから、今はおばさんたちがやってくれているか
	らいいけど、あと何年かすればもう歳ですから、そのときに、その
	家を壊して更地にするならいいけど、多分、税金の関係があるし、
	生まれた故郷だから自分の実家がここですよと、子どもや孫の世代
	に残しておきたい。その家を残してちゃんと管理してくれればいい
	けど、だんだん古くなったり、住んでないからハクビシンが入った
	り、色々問題が出てくる訳です。そんな関係でなかなか壊さないこ
	とが現状じゃないかなと思うのです。
	地域によって山の方だったら「山の生活したい」という方も東京
	から来るのでしょうけど、この辺の地域はなかなかそういう魅力的
	なものがないから、難しいと思うのだよね。住むような人いるかも
	しれないけどね。
	そんなようなで、2年間、世話になり、私は何も質問しなかった
	のですけど、そういう事情を私も十分知っているので、そういうこ
	とをあまり言ってもしょうがないですけど、いろいろお世話になり
	ました。
司会(石井参事)	色々なご意見を頂戴しました。ありがとうございます。事務局か
	らも説明させていただきましたけれども、これまでは対策計画の策
	定ということでご協議をいただいてまいりました。来年度以降、こ
	こに定めた施策を実施してまいります。
	皆さんにおかれましても、また、注目していただければと思いま
	すので、どうぞよろしくお願いいたします。
	それでは、よろしいでしょうか。ありがとうございます。
司会(石井参事)	5 閉 会
	それでは、以上で、本日、予定しておりました議題はすべて終了
	いたしました。委員の皆さまには計画の策定に向け、ご協力をいた
	だき、誠にありがとうございました。
	最後になりますが、石田副会長から閉会のご挨拶を頂戴したいと
	存じます。石田副会長、よろしくお願いいたします。
副会長(石田委員)	(副会長挨拶)
司会(石井参事)	ありがとうございました。委員の皆さま、本当にお疲れさまでご
	ざいました。ご協力ありがとうございました。
会議のブノ士・畑亜25	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
	- 相连ないことを証明するためにここに者行する。
令和4年 2月] 1 7 日
	A = 70 (10 m)
	会 長 梅田 修一
	委 員 茨木 嘉彦
	» № 1/V I: ЛН/У